

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の整備促進</li> <li>・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進</li> <li>・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携促進</li> <li>・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進</li> <li>・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進</li> </ul>	子育て支援課 青少年男女共同参画課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課

### ウ 子どもの生活支援

生活困窮世帯の子どもたちの学習・生活支援を行うとともに、社会的養育が必要な子どもたちへの生活支援を図ります。また、子ども食堂への支援や食育の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施</li> <li>・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施</li> </ul>	社会福祉課
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供</li> <li>・母子保健関係者への食育に関する情報提供</li> <li>・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育</li> </ul>	子ども家庭課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成</li> <li>・学校給食を活用した食に関する指導を推進</li> <li>・地域の特性を生かした農業体験学習の取組</li> <li>・「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進</li> </ul>	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	「保育所保育指針」、 「保育所における食事の提供ガイドライン」等の活用により、保育所等における食育を推進	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進</li> <li>・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進</li> <li>・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知</li> <li>・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援</li> </ul>	子育て支援課

## エ 子どもの就労支援

生活困窮世帯の子どもたちに対する進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援や児童養護施設等で暮らす子どもたちの自立に向けた支援、若年者の職業的自立に向けた就労支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施</li> <li>・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施</li> </ul>	社会福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等で暮らす児童の進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用</li> <li>・自立援助ホームの充実及び連携</li> </ul>	子ども家庭課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成</li> <li>・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施</li> <li>・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援</li> </ul>	雇用労政課

**オ 住宅に関する支援**

住宅困窮度の高い子育て世帯やひとり親家庭の住宅確保の支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅（空き家の活用を含む。）の登録・情報発信	住宅政策室
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施</li> <li>・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給</li> <li>・シェルター退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。</li> </ul>	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課

**カ 児童養護施設退所者等に関する支援**

家庭復帰する子どもへの支援や児童養護施設退所者等に対するアフターケアなどの支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
代替養育を受けている子どもの家庭復帰に向けた支援	代替養育を受けている子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所において、親子の面会、外泊等を通じて親子の良好な関係が築かれるよう支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関と連携し、家庭訪問等を通じ、子どもの安全確認や必要な支援を行う。	子ども家庭課 児童相談所
アフターケアの充実	児童養護施設退所者等に対し、里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども家庭課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等賃借の際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施</li> <li>・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施</li> <li>・就労のため、20歳を超えて児童養護施設や里親宅、ファミリーホーム等に引き続き居住する者を支援するため、居住費や生活費等の支援を実施</li> </ul>	子ども家庭課

**キ 支援体制の強化**

市町村の取組への支援や社会的養護の体制整備、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質の向上などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援</li> <li>・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施</li> <li>・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進</li> </ul>	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先</li> <li>・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進</li> </ul>	子ども家庭課
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催</li> <li>・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進</li> <li>・レスパイト・ケア<sup>(注49)</sup>や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減</li> <li>・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施</li> </ul>	子ども家庭課 児童相談所
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、情報交換・協議を行う。	子ども家庭課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	児童虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を行う。	子ども家庭課 児童相談所
児童家庭支援センターの運営に対する支援	社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置運営に対する支援	子ども家庭課
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置標準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習会等の義務研修の実施、児童福祉司を対象とした研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施の検討、民間委託の検討	子ども家庭課 児童相談所
マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減	児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進	子ども家庭課

(注49) 委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
相談職員の資質の向上	・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施	社会福祉課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども家庭課

### ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組です。また、保護者が社会から孤立して働けずにいることは、子どもの進路選択にも影響を与えうるため、保護者自身が自らのくらしの見通しを立て、その中で自立に向けた働き方について考えられる機会を持てるように支援することも重要です。

ひとり親やふたり親を含む困窮世帯等に対し、一人一人のキャリアや経験等とそれぞれの置かれている状況に応じて、細やかな支援を図ります。

#### ア 職業生活の安定と向上のための支援

職業生活の安定と向上のため、保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働がごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働問題相談員による相談対応を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課

#### イ ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭に対し、それぞれの置かれている状況に応じ、ハローワークと連携した就労支援や家庭生活支援による日常生活の支援など、きめ細やかな支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給	子ども家庭課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施</li> <li>・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催</li> </ul>	子ども家庭課
一時預かり等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の実施促進</li> <li>・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進</li> </ul>	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課
ひとり親家庭への親の学び直しの支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に進学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課

### ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ふたり親世帯を含む困窮世帯等に対し、一人一人のキャリアや経験等に応じ、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援、就労準備段階の者への支援等を実施する。</li> <li>・積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。</li> </ul>	社会福祉課

④ 経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
ひとり親家庭の養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課
就学援助制度等の実施	・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助	義務教育課 保健体育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助	子育て支援課
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども医療給付制度の充実	<p>(乳幼児医療給付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助</li> </ul> <p>(子ども医療給付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を予定</li> </ul>	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給</li> <li>・ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給</li> <li>・ 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。</li> <li>・ 生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。</li> </ul>	社会福祉課

⑤ 施策推進への支援等

ア 地域における施策推進への支援

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。このためには、県民の幅広い理解の下、子どもを社会全体で支援する気運の醸成を図るとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を促進する必要があります。

また、国が実施する子どもの貧困実態等を把握するための調査研究及び子どもの貧困に関する指標に関する調査研究を通じて、地域における子どもの貧困の状況に関する地域別データを把握・提供するとともに、これらの調査研究やデータに基づいた計画の策定や施策の推進も必要となります。

子どもの貧困に関する県民の理解促進、市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援、国による調査研究を踏まえた施策の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの貧困に関する県民の理解促進	子どもの貧困に関する県政出前セミナーや関係者に対する研修会等の実施	子育て支援課
	貧困にかかわらず、全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課
市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援	市町村において、地域の実情や離島といった地理的特性を踏まえた計画が策定され、計画に基づく対策が適切に実施されるよう、説明会の開催や助言等の支援を実施	子育て支援課
施策の実施状況等の検証	子ども・子育て支援会議に設けた「子どもの生活支援対策部会」において、本計画に基づく具体的施策の実施状況や課題等を検証し、これを踏まえて具体的施策等の見直しや改善に努める。	子育て支援課



**(2) 子どもの貧困対策計画**

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	0市町村	全(43)市町村
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率(進学・就職率) (中学卒業後)	94.4%	99.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率(進学・就職率) (高等学校等卒業後)	92.7%	97.6%
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.2%	2.2%
5	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3市町村	6市町村
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308人	1,908人
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%
8	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15市町村	全(43)市町村

**(3) 子ども・若者計画**

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	「優れた地域塾」認証団体数	48 団体	65 団体

**(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画**

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308 人	1,908 人
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%

**(5) 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画**

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数	437人	0人
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	1,805人	3,600人